

岩国市監査告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

令和4年11月28日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 松 川 卓 司

令和4年度第1回定期監査結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による監査

2 監査の対象

総合政策部 政策企画課、行政経営改革課、課税課、財政課、地域交通課、
収税課、基地政策課

市民生活部 市民協働推進課（本庁管内出張所含む）、くらし安心安全課、
中山間地域振興課、市民課

3 監査の実施期間

令和4年9月1日から同年10月19日まで

4 監査委員の交代

監査委員のうち、姫野敦子委員が令和4年10月31日付けで任期満了のため退任し、後任者として、松川卓司委員が令和4年11月15日付けで選任された。

5 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行が法令の趣旨に沿って適正かつ効率的、合理的に行われたかを着眼点として、主として令和4年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財産管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行うことにより実施した。

6 監査の結果

以上のとおり監査した限りにおいて、令和4年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効

率的、合理的に行われていると認めた。